

答申第 2 号概要

審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

異議申立ての内容

異議申立人が名張市個人情報保護条例（平成 15 年 3 月 28 日条例第 1 号、以下「条例」という。）に基づき行った個人情報削除請求に対し、実施機関が行った拒否決定について、その決定を取り消し、請求どおり削除を求める。

個人情報削除請求日：平成 24 年 12 月 4 日

請求内容：三重県教育委員会あて平成 22 年 12 月 21 日付文書における
現場写真に書き加えられた図の削除

実施機関の処分：平成 24 年 12 月 28 日付名教学教第 2176 号削除拒否決定

審査会の判断

基本的な考え方

条例の目的は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることから、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、名張市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し、もって基本的人権の擁護と公正で民主的な市政の推進に寄与することである。

このことは、本市における個人情報の適正な取扱いと、個人が自己の個人情報に能動的に関与しうることを具体的に定めることで、憲法の最も重視する価値である個人の尊厳を最大限に尊重し、それがひいては本市の公正で民主的な市政の推進にもつながることを表している。

当審査会は、個人情報保護の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

本決定について

条例第 18 条は「何人も、実施機関に対し、公文書に記載されている自己の個人情報について、事実と誤りがあると認めるときは、当該個人情報の訂正、削除又は追加（以下「訂正等」という。）の請求をすることができる。」と規定している。

この条文における「事実と誤り」とは、氏名、住所、年齢、家族構成、学歴、資格などの客観的に判断できる事項からみて、事実とされるべき個人情報と現実に記載されている個人情報が合致しないことをいい（「名張市個人情報保護条例の解釈運用基準」）、それに照らせば、個人の評価、意見、判断等の主観的事項に関する個人情報については、訂正等の対象とはならないと解される。

異議申立人の主張では、本件の図が事実と相違があることを理由に削除請求されているが、そもそも「図」は、その性質上、精度や目的に作成者の主観や判断が介在するものであるため、本審査会は、「図」は事実と合致するか否かの判断には馴染まない、客観的に判断できる事項とは言えないと判断する。以上のことから、本件は訂正等の対象には馴染まないと判断する。

審査会の経過

年 月 日	処理内容
平成25年 1月24日	諮問
平成25年 2月 4日	第16回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 2月18日	実施機関から理由説明書收受
平成25年 3月21日	異議申立人から意見書收受
平成25年 5月13日	第17回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 6月24日	第18回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年 8月27日	第19回名張市個人情報保護審査会 審査
平成25年10月21日	第20回名張市個人情報保護審査会 審査・答申

審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長	前田 定孝	三重大学人文学部准教授
会長職務代理	大塚 耕二	三重弁護士会 弁護士
委員	三宅 裕一郎	三重短期大学法経科教授
委員	國富 静代	人権擁護委員
委員	中谷 由希子	三重弁護士会 弁護士